

登録商標「プーマ図形」無効審決取消請求事件：知財高裁平成29(行ケ)10204・平成31年3月26日(2部)判決<請求棄却>

【キーワード】

著名商標(プーマ図形)、類似商標(商標法4条1項11号)、他人業務の商品と混同(法4条1項15号)、公序良俗違反(法4条1項7号)

【事案の概要】

本件は、商標登録無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。争点は、商標法4条1項11号、15号、7号該当性の有無である。

1 本件商標

被告Yは、下記の商標(以下「本件商標」という。)の商標権者である(甲1の1・2)。



- ① 登録番号 第5392941号
- ② 出願日 平成20年4月12日
- ③ 登録査定日 平成23年1月11日
- ④ 登録日 平成23年2月25日
- ⑤ 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務
第25類 Tシャツ, 帽子

2 特許庁における手続の経緯

原告(プーマ エスイー)は、平成28年2月25日、特許庁に対し、本件商標が商標法4条1項7号、11号及び15号に該当するとして、その登録を無効にすることについて審判を請求した(無効2016-890012号。以下「本件審判請求」という。)

特許庁は、平成29年7月7日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は、同月18日に原告に送達された。

3 本件審決の理由の要旨

(1) 引用商標の著名性

ア 引用商標は、下記のとおりであり、現に有効に存続している。



- ① 登録番号 第3324304号
- ② 出願日 平成6年12月20日
- ③ 登録日 平成9年6月20日
- ④ 商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務
第25類 被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，運動用特殊衣服，運動用特殊靴

イ 引用商標は，本件商標の登録出願時には，原告の業務に係るスポーツシューズ，被服，バッグ等を表示する商標として，我が国の取引者，需要者の間に広く認識されて周知・著名な商標となっており，それは，本件商標の登録査定時及びそれ以降も継続している。

(2) 商標法4条1項11号該当性

ア 本件商標と引用商標の対比

(ア) 外観

a 共通点

本件商標と引用商標は，アルファベットの文字「SHI-SA」と「PUMA」が横書きで大きく表されている点，その右上方に，四足動物が右側から左上方へ向けて跳び上がるように前足と後足を大きく開いている様子が側面から見た姿でシルエット風に描かれている点で共通する。

また，本件商標における「SHI-SA」の文字と引用商標における「PUMA」の文字は，いずれも横長の長方形の枠内にはめ込まれたかのごとく太字で表記され，個々の文字は縦長となっている点で共通する。

そして，両商標における動物の図形は，その向きや基本的姿勢のほか，跳躍の角度，前足・後足の縮め具合・伸ばし具合や角度，胸・背中から足にかけての曲線の描き方について，似通った印象を与える。

b 差異点

本件商標において大きく表示された文字は，「SHI-SA」であり，引用商標において大きく表示された文字は，「PUMA」であって，アルファベットの文字数，末尾の「A」を除き使用されているアルファベットの文字が異なるほか，本件商標においては「SHI」と「SA」の間にハイフン（-）が表記されている点で異なっている。

そして，両商標における動物の図形については，本件商標の動物図形の方が引用商標の動物の図形に比べて頭部が比較的大きく描かれているほか，本件商標の動物図形においては，全体に花柄のような模様及び白い輪郭線，口

の辺りに歯のようなもの、首飾りのような模様、前足と後足の関節部分にも飾り又は巻き毛のような模様、並びに尻尾は全体として丸みを帯びた形状で先端が尖っており、飾り又は巻き毛のような模様が描かれている。

これに対し、引用商標の動物の図形には、模様及び白い輪郭線のようなものは描かれず、全体的に黒いシルエットとして塗りつぶされているほか、尻尾は全体に細く、右上方に高くしなるように伸び、その先端だけが若干丸みを帯びた形状となっている。

c 小括

このように、本件商標と引用商標とは、「SHI-SA」又は「PUmA」の文字と動物の図形との組合せによる全体的な構成は共通しているものの、両商標の違いは、明瞭に見て取れるものである。

(イ) 観念

本件商標からは沖縄にみられる獅子像である「シーサー」の観念が生じ、引用商標からはネコ科の哺乳類「ピューマ」又は「PUmAのブランド」としての観念が生じるから、両商標は、観念を異にする。

(ウ) 称呼

本件商標は、「シーサ」又は「シーサー」の称呼が生じ、引用商標は、「ピューマ」又は「プーマ」の称呼が生じるから、両商標は、称呼を異にする。

イ まとめ

以上のとおり、本件商標と引用商標とは、外観、観念及び称呼において異なるものであり、本件商標及び引用商標が同一又は類似の商品に使用されたとしても、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとはいえないから、本件商標は、引用商標に類似するものではなく、商標法4条1項11号に該当しない。

(3) 商標法4条1項15号該当性

前記(2)のとおり、本件商標と引用商標とは、非類似の商標であって、別異のものというべきであり、引用商標は、原告の業務に係るスポーツシューズ、被服等の商品を表示するものとして周知・著名かつ独創的であり、本件商標の指定商品と原告の業務に係る商品とは、その性質・用途・目的において関連し、商品の取引者及び需要者が相当程度共通するとしても、本件商標は、これを本件商標の商標権者がその指定商品に使用しても、取引者、需要者に、原告の業務に係る引用商標を連想又は想起させることはなく、その商品が、原告あるいは同人と経済的又は組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品であるかのように、商品の出所について混同を生ずるおそれはないものというべきである。したがって、本件商標は、その登録出願時及び登録査定時において、商標法4条1項15号にいう「混同を生ずるおそれ」があったとはいえず、同号に該当しない。

(4) 商標法4条1項7号該当性

ア 本件商標は、その構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、矯激若しくは他

人に不快な印象を与えるような文字又は図形でない。

イ 本件商標が、他の法律によって、その使用等が禁止されている事実、その指定商品について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳觀念に反するものとすべき事情、及び特定の国若しくはその国民を侮辱し又は一般に国際信義に反するものとすべき事情は見当たらない。

ウ 本件商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあったとか、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないものとすべき具体的事情は見当たらず、かつ、本件商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、商標法の予定する秩序に反するものとすべき事情も見当たらない。

エ したがって、本件商標は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当するものということができず、その登録がされた後においても該当するものということもできないから、商標法4条1項7号に該当しない。

【判 断】

1 取消事由1（商標法4条1項1号該当性）について

(1) 本件商標の内容

ア 外観

本件商標は、上下方向の概ね中央にアルファベットの文字からなる「SHI - SA」の文字列が大きく横書きで記されているところ、これが本件商標の最も大きな構成部分であり、そのうち、「S」は、曲線ではなく、上下方向及び左右方向の直線を外側のみ丸みを帯びた直角の屈曲部でつなげることにより記されており、「A」は、逆V字型ではなく、上下方向及び左右方向の直線を外側のみ丸みを帯びた直角の屈曲部でつなげた逆U字型の図形の上下方向中央よりやや下の上下方向の直線に挟まれた位置に左右方向の直線を配することにより記されており、「H」は、上下方向及び左右方向の直線、「I」は上下方向の直線、「-」は横方向の直線により記されており、また、「H」、「I」の上下端の横線が省略されており、「-」が短く、各文字の間隔が詰まっていることから、文字列全体が横長の長方形にはめ込まれたかのような印象を看者に与えるものである。

また、「SHI - SA」の右端の「A」の右側の「A」の下端に近い位置には、「©」と記載されている。

さらに、本件商標は、上記文字列「SHI - SA」の右方に、右下から左上に向かって、やや頭部が大きく、一部が丸まった大きな尻尾を有する四足動物が跳び上がるように、前足と後足を前後に大きく開いている様子を側面から見た姿でシルエット風に描いた図形が配されている。この図形の内側には、概ね輪郭線に沿って、白い線が配されているほか、口の回りに歯のようなものが白い線で描かれ、首の周りに飾りのようなギザギザの模様、前足と後足の関節部分や尻尾にも飾り又は巻き毛のような模様が、白い線で描かれている。また、

この図形の内側には、これらの白い線よりも細い白い線で、花柄のような細かい模様が、全体に描かれている。

そして、本件商標は、上記文字列「SHI - SA」の下方に、それぞれアルファベットの赤色の文字からなる「OK I n A W A n O R I g I n A L」と「g U A R D I A n S h I S h I - D O g」の文字が、上記文字列「SHI - SA」より小さい文字で上下に二段書きされているものである。これらの二段書きの文字列の字体は、上記文字列「SHI - SA」の字体とは異なり、上下方向及び左右方向の直線だけではなく、斜めの線も用いて記されているが、曲線部分において太さが減じられていたり、各文字の上下端の一部において、隣の文字を含む近隣の上下方向の直線を繋ぐように細い横線が記されている結果、リボンをひねって文字を形成したかのような印象を看者に与えるものである。

このように、本件商標は、「SHI - SA」の文字列部分、「©」の部分、跳躍する動物のシルエットの図形部分、「OK I n A W A n O R I g I n A L」及び「g U A R D I A n S h I S h I - D O g」の文字列部分とが結合されているものである。

イ 観念

本件商標の動物図形部分からは直ちに特定の動物を想起し得るものではないが、上記動物図形部分の左方に配された「SHI - SA」の文字列部分は「シーサ」、「シ・サ」、「シサ」と呼称し得るものであり、また、上記文字列部分「SHI - SA」の下方に配された「OK I n A W A n O R I g I n A L」の文字列部分からは「沖縄のオリジナル」の意味を、同様に下方に配された「g U A R D I A n S h I S h I - D O g」の文字列部分からは「保護者」、「獅子犬」の意味をそれぞれ読み取ることができ、かつ「OK I n A W A n O R I g I n A L」と「g U A R D I A n S h I S h I - D O g」の文字列は前記アのとおり二段書きされたひとまとまりのものである。これらのことに、上記動物図形部分の形状も考え合わせると、上記動物図形部分は、沖縄の伝統的な獅子像である「シーサー」（甲14、36）が跳躍する様子を側面から見たものと理解することができる。

したがって、本件商標からは、沖縄の伝統的な獅子像である「シーサー」の観念が生じると認められる。

ウ 称呼

本件商標には、その中央に「SHI - SA」の文字列部分が、その下方に「OK I n A W A n O R I g I n A L」及び「g U A R D I A n S h I S h I - D O g」の文字列部分が、それぞれ配されていることからすると、本件商標からは「シーサオキナワンオリジナルガーディアンシシドッグ」、「シ・サオキナワンオリジナルガーディアンシシドッグ」、「シサオキナワンオリジナルガーディアンシシドッグ」等の称呼が生じ得る。

また、前記イのとおり、本件商標からは沖縄の伝統的な獅子像である「シー

サー」の観念が生じることからすると、本件商標からは「シーサー」又は「シーサ」の称呼が生じる。

エ 原告の主張について

原告は、沖縄土産品に描かれた「シーサー」を想起させる文字や図形は、当該商品が沖縄由来であることを需要者に印象づける機能を有するにすぎず、沖縄土産品との関係において特定の者の自他商品識別機能を発揮し得ないから、複数の構成部分を組み合わせた結合商標といえる本件商標においては、本件商標構成中の文字部分からは出所識別標識として称呼、観念を生じない旨主張する。

しかし、前記アのとおり、本件商標の「SHI - SA」の文字列部分は、大きく、本件商標の面積の大きな部分を占めており、その下方の「OK I n AW An ORI g I n AL」及び「g UARD I An Sh I Sh I - DO g」の文字列部分も、赤色の印象的な書体で、強調して記されており、その占める面積も小さいものとはいえず、これらの文字部分を併せた面積は、動物図形の面積より、相当大きい。そして、本件商標の指定商品は、「Tシャツ、帽子」であり、「沖縄土産品」に限定されているわけではない。

したがって、本件商標構成中の文字部分から称呼、観念を生じないと解することはできず、原告の上記主張は、採用することができない。

(2) 引用商標の内容

ア 外観

引用商標は、下部にアルファベットの文字からなる「PUmA」の文字列が大きく横書きで記されているところ、これが引用商標の最も大きな構成部分であり、そのうち、「P」、「U」及び「m」は、上下方向及び左右方向の直線を内側及び外側の多くが丸みを帯びた直角の屈曲部でつなげることにより記されており、「A」は、逆V字型ではなく、上下方向及び左右方向の直線を内側及び外側の多くが丸みを帯びた直角の屈曲部でつなげた逆U字型の図形の上下方向中央よりやや下の上下方向の直線に挟まれた位置に左右方向の直線を配することにより、記されており、また、各文字の上下端の直線である横線が省略されており、上下方向の直線が左右方向の直線よりも太く、各文字の間隔が詰まっていることから、文字列全体が横長の長方形にはめ込まれたかのような印象を看者に与えるものである。

また、「PUmA」の右端の「A」の右側の「A」の下端に近い位置には、「®」と記載されている。

さらに、本件商標は、上記文字列「PUmA」の右方に、右下から左上に向かって、頭部と前足の間に間隔があり、全体に細く、先端が若干丸みを帯びた形状となった、右上方に高くしなるように伸びた尻尾を有する四足動物が、跳び上がるように、前足と後足を前後に大きく開いている様子を、側面から見た姿で黒いシルエットとして描いた図形が配されている。

このように、引用商標は、「PUmA」の文字列部分、「®」の部分、跳躍

する動物のシルエットの図形部分とが結合されているものである。

イ 観念

引用商標には「P U m A」と大きく表記されており、上方へ向けて跳び上がるように前足と後足を大きく開いた動物図形と相まって、動物の「ピューマ」の観念が想起される。

「ピューマ」（「p u m a」。日本語の外来語表記では「プーマ」とも表記される。）とは、南北アメリカに分布するネコ科の哺乳類で、アメリカライオン、ヤマライオン、クーガー等の別名がある。体長は1.5 mほどになり、活発で跳躍力が強く、シカ等を捕食する（広辞苑第7版）。

また、引用商標は、ドイツのスポーツシューズ、スポーツウェア等のメーカーであるプーマ社の業務を表す「PUMA」ブランドの商標として著名であり（甲12の1～4，甲13の1・2，甲19の1・2，甲20，甲26の1～24，甲27の1～26・28～42，甲28の1～11・17～68・70～76，弁論の全趣旨），引用商標からは「PUMA」ブランドの観念も生じる。

ウ 称呼

引用商標からは、「P U m A」の文字から、「ピューマ」又は「プーマ」の称呼が生じる。

(3) 対比

ア 外観

(ア) 共通点

本件商標と引用商標は、アルファベットの文字（「S H I - S A」と「P U m A」）が横書きで大きく表示されており、最も大きな構成部分である点、その右上方に、四足動物が右側から左上方へ向けて跳び上がるように前足と後足を大きく開いている様子が側面から見た姿でシルエット風に描かれている点で共通する。

また、本件商標における「S H I - S A」の文字と引用商標における「P U m A」の文字は、各文字が縦長の長方形の枠内にはめ込まれたかのように太字で表記され、曲線部分を、直線を直角に曲げた形に近づくように表記されている点で、共通している。

そして、両商標における動物図形は、その向きや基本的姿勢のほか、跳躍の角度、前足・後足の縮め具合・伸ばし具合や角度、胸・背中から足にかけての曲線の描き方について、似通った印象を与える。

(イ) 差異点

本件商標において大きく表示された文字は「S H I - S A」であり、引用商標において大きく表示された文字は「P U m A」であって、アルファベットの文字数、末尾の「A」を除き使用されているアルファベットの文字が異なるほか、本件商標においては「S H I」と「S A」の間にハイフン（-）が表記されている点や、字体の線の太さや太線が直角に曲がった部分の内側

の輪郭線が多くは曲線であるか否かにおいて異なっている。

また、本件商標においては、大きく表示された「SHI - SA」の文字の下に2段にわたって「OK In AWAn ORI g In AL」及び「g UA RD I An Sh I Sh I - DO g」という文字が、比較的小さく表記されているのに対し、引用商標においては、大きく表示された「PUmA」の文字の下には何も記載されていない。

そして、両商標における動物図形については、本件商標の動物の方が引用商標の動物に比べて頭部が比較的大きく描かれているほか、本件商標においては、口の辺りに歯のようなものが描かれ、首の部分にギザギザの飾りのような模様が、前足と後足の関節部分にも飾り又は巻き毛のような模様が描かれ、尻尾は全体として丸みを帯びた形状で先端が尖っており、飾り又は巻き毛のような模様が描かれているほか、動物図形の内側に輪郭線が描かれ、また、動物図形の内側部分には、細い白い線で、花柄のような細かい模様が、全体に描かれている。これに対し、引用商標の動物図形には、模様のようなものは描かれず、全体的に黒いシルエットとして塗りつぶされているほか、尻尾は全体に細く、右上方に高くしなるように伸び、その先端だけが若干丸みを帯びた形状となっている。

(ウ) 以上の(ア)及び(イ)に照らすと、本件商標と引用商標とは、「SHI SA」又は「PUmA」の文字と動物図形との組合せによる全体的な形状が共通しているものの、両商標において最も大きな構成部分である「SHI - SA」又は「PUmA」の文字部分の文字数、使用されている文字、ハイフンの有無が異なることや、上記文字部分の下の2段にわたる文字部分の有無が異なること等からすると、両商標の外観は、その違いが明瞭に見て取れるのであって、相紛れるおそれはないものである。

イ 観念

本件商標からは、沖縄の伝統的な獅子像である「シーサー」の観念が生じ、引用商標からは、ネコ科のほ乳類である「ピューマ」又は「PUMA」ブランドの観念が生じる。

ウ 称呼

本件商標からは、「シーサオキナワンオリジナルガーディアンシシドッグ」、「シ・サオキナワンオリジナルガーディアンシシドッグ」、「シサオキナワンオリジナルガーディアンシシドッグ」等並びに「シーサー」又は「シーサ」の称呼が生じ、引用商標からは、「ピューマ」又は「プーマ」の称呼が生じる。

エ 検討

以上のとおり、本件商標と引用商標とは、外観においても、観念や称呼においても異なるものであり、本件商標及び引用商標が同一又は類似の商品に使用されたとしても、商品の出所につき誤認混同が生ずるおそれがあるとはいえないから、本件商標は引用商標に類似するものではない。

(4) 原告の主張について

ア 原告は、引用商標は、世界中で周知著名となっていたこと、指定商品の需要者である一般消費者は、商品に付された商標の一見した印象によって商品の出所を識別することが多いこと、被服類を購入しようとする需要者は、デザイン性、ファッション性に重きを置いて商品選択する 경우가多く、図形及び文字標章の組合せからなる結合商標において、図形部分がデザイン性、ファッション性を有している場合は、需要者は、図形に着目して商品識別をすることから、図形において外観類似が認められる以上、文字部分の相違は、本件商標と引用商標との類似性に大きく影響を与えないのであって、需要者等は、本件商標の大きく表された欧文字及び動物図形又はその組合せに着目して、特定の出所を想起し、混同を生じるおそれがある旨主張する。

しかし、本件商標において、「SHI - SA」及び「OK I n AWA n O R I g I n A L g U A R D I A n S h I S h I - D O g」という文字部分は、その面積の大きな部分を占めている。需要者が、本件商標につき、全体に占める面積が比較的小さい動物図形部分のみに着目するとは考え難く、引用商標が世界的に周知著名な商標であること等、原告が主張する事情によってこの判断が左右されるということはできないから、原告の上記主張は採用することができない。

なお、この判断は審査基準の本件規定によって左右されるものではない。

イ 原告は、本件商標及び引用商標は、ワンポイントマーク等として表示されることが多いため、需要者が相違点に気付かず、著名な商標である引用商標を連想する蓋然性は否定できない旨主張する。

本件商標が、ワンポイントマークとして使用された場合、その全体が縮小されることになるが、そうすると、その面積の大きな部分が文字部分であることから、動物図形部分は非常に小さくなり、むしろ、文字部分、特に「SHI - SA」の部分が、需要者の印象により強く残る可能性が高いと認められる。本件商標が小さく縮小されて付される可能性があることにより、前記認定が左右されるものではない。

ウ 原告は、本件調査結果から、原告の主張が裏付けられる旨主張する。しかし、調査対象商標は、文字部分を全く含まない動物図形のみのものである点が、本件商標と大きく異なるから、本件調査結果は、本件商標についての前記認定を左右するものではない。

(5) よって、本件商標が商標法4条1項11号に該当すると認めることはできない。

2 取消事由2（商標法4条1項15号該当性）について

(1) 本件商標が引用商標に類似する商標であるということとはできないことは、前記1のとおりであり、前記1において判示したのと同様の理由で、本件商標が「他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標」であるということとはできないから、本件商標が商標法4条1項15号に該当すると認める

ことはできない。

(2)ア 原告は、文字部分の相違は「混同を生ずるおそれ」の有無の判断に当たって大きな影響を与えない旨主張するが、前記 1 (4)ア、イのとおりであって、原告の上記主張を採用することはできない。なお、この判断は、審査基準の本件規定によって左右されるものではない。

イ 原告は、本件調査結果を根拠に、本件商標につき、「混同を生ずるおそれ」があると認められる旨主張するが、前記 1 (4)ウのとおりであって、原告の上記主張を採用することはできない。

ウ 原告は、被告が、PUMA 図形を意図したことを覆い隠すために「SHI - SA」の文字等を併記した旨主張するが、上記主張は、専ら被告の主観を問題とするものであり、商標法 4 条 1 項 1 5 号についての上記判断を左右するものではない。

エ 原告は、本件商標の文字部分は沖縄土産品との関係において特定の者の自他商品識別機能を発揮し得ないと主張するが、前記 1 (1)エのとおりであって、原告の上記主張を採用することはできない。

3 取消事由 3 (商標法 4 条 1 項 7 号該当性) について

(1) 商標法 4 条 1 項各号は、商標登録を受けることができない商標として、相当数の類型を規定しているのであって、同項 7 号において、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」がその一類型として規定されているのは、他の号に当てはまらなくともなお商標登録を受けることができないとすべき商標が存在し得ることを前提に、一般条項をもって、そのような商標の商標登録を認めないこととしたものであると解されるから、同号の適用は、その商標の登録を社会が許容すべきではないといえるだけの反社会性が認められる場合に限られるべきである。

(2) 前記 1 及び 2 のとおり、本件商標と引用商標とは、外観においても觀念や称呼においても異なるものであり、本件商標及び引用商標が同一又は類似の商品に使用されたとしても、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとはいえないのであるから、本件商標が、引用商標の顧客吸引力にただ乗りし、その出所表示機能を希釈化させ、又はその名声を毀損させるおそれがあるとか、そのような目的をもって出願されたということとはできない。したがって、本件商標の登録が商道德に反するとか、我が国の国際的な信頼を損なうということもできない。

(3)ア 原告は、本件商標は、原告主張に係る使用例 1～5 のとおり、一見して原告の著名な商標を想起させるような態様で使用されているものであり、このような使用態様は、被告において、原告の著名商標の持つ顧客吸引力にただ乗りしようとするものである旨主張する。

しかし、原告が挙げる使用例は、いずれも、「SHI - SA」の文字部分を含むが、「OK I n A W A n O R I g I n A L g U A R D I A n S h I S h I - D O g」という文字部分を含まず、動物図形部分と「SHI - SA」

の文字部分との大きさの比率が本件商標と明らかに異なっていたり（使用例 1, 2, 4, 5）、本件商標には存在しない文字部分が存在したり（使用例 2）、本件商標には存在しない図形部分が存在し、動物図形部分と「SHI - SA」の文字部分の輪郭の内側に直線からなる模様が記載されている（使用例 3）点等で、本件商標と異なっているのであって、上記使用例 1～5 は、いずれも、本件商標の使用例と評価することはできない。したがって、これを本件商標の使用例であることを前提とし、本件商標が引用商標の外観に近づける形に変容させて使用されているから、本件商標は公序良俗に反する旨の原告の主張は、前提を欠き、採用することができない。

イ 原告は、①被告が本件商標出願当時、衣料品関連の事情に精通していたことから、原告の引用商標の著名性を知り、又は、知り得たのであり、原告の引用商標の独創性からすると、本件商標が引用商標と無関係に採択されたと考えすることはできない、②「シーサー」は、巨大な頭部に、大きな目や開いた口が配され、全体に胴体が短く太いずんぐりとした体型をした、鎮座する守り神として描かれるのが通常であって、その姿勢としては、上体を起こした状態で前足をついたものが多く、一般人はこのような特徴をもってシーサーを認識しているところ、本件商標におけるシーサーの図形では、上記のようなシーサーの本来の特徴はほとんど看取されず、引用商標における「俊敏に獲物を追いつめ、必ずしとめるプーマのイメージ」を表現したプーマの図形の特徴が多く看取されるのであって、引用商標に近づけるためにあえてシーサー本来の特徴から逸脱した描き方が用いられている、③被告は、意図的に著名な引用商標の特徴を一見して分かる程度に残したまま外観を変え、著名な引用商標の持つ顧客吸引力にただ乗りする不正な目的で本件商標を採択した旨主張する。

(ア) このうち、上記①については、被告が、本件商標出願当時、引用商標の著名性を知り又は知り得たからといって、前記のとおり、本件商標は引用商標とは類似していないのであるから、被告が引用商標の顧客吸引力にただ乗りする不正な目的で本件商標を採択したと認めることはできない。

(イ) 上記②及び③については、次のとおりである。

a 「シーサー」は、沖縄で「獅子さん」の意味であり、素朴な焼き物の唐獅子像であって、魔除けの一種である（甲 1 4）ところ、「シーサー」の形状には、様々なものがあり、概ねその特徴とされる点としては、たてがみや首飾り、剥き出した牙、渦巻くような毛並み、太くふっくらとした尻尾等があり、また、その姿勢としては、上体を起こした状態で前足をついたものが多く、四つん這いになったもの、前かがみのもの、後足だけで立ち上がったもの等、様々な形態があり、多くの場合には尻尾が上空に向かって炎のように逆立ち、その先端はすぼんでいる（甲 1 5, 3 6～4 1）。

b 本件商標の動物図形を上記の一般的な「シーサー」と比べると、本件商標に描かれた動物の上方へ向けて跳び上がるように前足と後足を大きく開いている姿勢は、「シーサー」の形態として一般的なものとはいえず、この点だ

けを見ると、引用商標の図形の印象に近いものといえる。他方、本件商標に描かれた、首飾りのような模様、前足・後足の関節部分における飾り又は巻き毛のような模様、尻尾の全体的に丸みを帯びて先端が尖った形状等は、いずれも一般的な「シーサー」の特徴とされているところと一致するのであって、本件商標の動物図形は「シーサー」の特徴とされているいくつかの点を備えているといえることができる。

- c そうすると、本件商標の図形は、「シーサー」の本来の特徴とは異なる、引用商標の図形の印象に近い点があるものの、「シーサー」の本来の特徴を備えている点も多く見られるのであって、前記のとおり、本件商標と引用商標は全体として類似していないことも考え合わせると、被告が引用商標の顧客吸引力にただ乗りする不正な目的で本件商標を採択したと認めることはできない。

(4) よって、本件商標について、その商標の登録を社会的に許容すべきでないといえるだけの反社会性があるとは認められないから、商標法4条1項7号に該当すると認めることはできない。

(5)ア 原告は、本件調査結果から、原告の主張が裏付けられる旨主張する。

しかし、調査対象商標は、文字部分を全く含まない動物図形のみのものであるから、本件調査結果は、本件商標についての前記認定を左右するものではない。

イ 原告は、著名商標は、特定の事業者の出所を表す標識としての価値を有するだけではなく、その名声、信用、顧客吸引力がもたらす社会的影響によって、わが国の産業政策や公共の利益にも影響を及ぼすため、公益的観点から、保護の要請が認められるべきであり、パロディの名の下に許されるのは、出所の混同を生ずるおそれがなく、著名商標の識別力又は信用価値の毀損が認められない場合に限るべきであり、原告が被告の不正の目的を立証し難い場合でも、需要者の認識や指定商品に係る業界の実情からフリーライドしたものであることが推測できる場合においては、本件商標の登録が阻止、排除されることで被告が被る不利益と著名商標保護の公益的要請とを比較衡量し、社会通念上、不正の目的により創作されたものとして、これを覆す反証がされない限り、商標法4条1項7号の適用は認められるべきである旨主張する。

しかし、著名商標であることを理由として、著名ではない商標においては認められない不正の目的の立証責任の転換を認めることが、相当とは考え難いから、原告の上記主張は、採用することができない。

ウ その他、原告の主張によって前記(4)の判断が左右されないことは、既に述べたところから明らかである。

結 論

以上によると、本件商標の登録は法4条1項11号、15号又は7号に違反しない。そうすると、審決の結論に誤りは認められず、原告の本訴請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件の被告Yは沖縄人であるところ、代理人なしで原告プーマSE争ったが、被告の本件商標の構成態様は前記のとおり、大文字の「SHI-SA」の下側にいろいろな英文字が記載にプラスして動物の飛び跳ねた図形が表示され、©表示まで付加されている標章から成るものである。

これに対し、原告が引用した商標は、「PUMA」の文字に飛び跳ねている動物の図形が表示され、®表示まで付加されている標章であるから、一見、別異の標章と認められるところ、動物が飛び跳ねている図形を表示しているアイデアは共通である。

そこで、審判請求人（原告）は、自社の商標を周知著名なブランドとして引用して登録無効の主張をしたが、高裁はそれを認容しなかったのである。

前記「SHI-SA」とは、沖縄地方の伝統的な獅子である「シーサー」の称呼であると説示している。

そうすると、両商標は、外観，観念，称呼において異なり、同一又は類似の商品に使用しても、商品出所について誤認混同が生ずるおそれはないから、両商標は引用商標に類似するものではない、と判断したのである。

以上は取消事由1の法4条1項11号に該当するとした判断理由であるが、取消事由2の法4条1項15号の該当についても認められないと判断したのである。また、法4条1項7号への該当性については、本件商標の構成態様に、反社会性があるとは認められないから、否定したのである。

いずれにしても、本件登録商標を無効とすべき理由がないと認定したことは妥当であり、問題はないといえるのである。

2. ただ疑問に思うことは、本件登録商標の標章中に©表示を付していることは、®であれば理解できるが、著作権表示を付した状態で商標登録したことは矛盾ではないかと思うのである。このような表示は、出願時においては審査官は削除を命令すべきであったと思う。

したがって、知財高裁としては論外事項ではあるが、アドバイスしておいてもよかったのではないだろうか。

3. なお、両当事者に係る事件としては、他に知財高裁平成29(行ケ)10203, 同平成29(行ケ)10205号の平成31年3月26日(2部)判決があり、いずれも請求棄却となっていることを付言しておく。

[牛木 理一]

〔本件登録商標〕

- (190) 【発行国・地域】日本国特許庁(JP)
(450) 【発行日】平成23年3月29日(2011.3.29)
【公報種別】商標公報
(111) 【登録番号】商標登録第5392941号(T5392941)
(151) 【登録日】平成23年2月25日(2011.2.25)
(540) 【登録商標】



- (500) 【商品及び役務の区分の数】1
(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第25類 Tシャツ, 帽子
【国際分類第9版】
(210) 【出願番号】商願2008-32550(T2008-32550)
(220) 【出願日】平成20年4月12日(2008.4.12)
(732) 【商標権者】
【識別番号】304018244
【氏名又は名称】上原 俊一
【住所又は居所】沖縄県那覇市高良1丁目2-9
(740) 【代理人】
【識別番号】100065260
【弁理士】
【氏名又は名称】谷山 守
(591) 【色彩】書面手続きによるものであるので色彩については原本を参照して下さい
【法区分】平成18年改正
【審査官】鈴木 斎
(561) 【称呼(参考情報)】シーサーオキナワンオリジナルガーディアンシシドッグ、オキナワンオリジナルガーディアンシシドッグ、オキナワンオリジナル、ガーディアンシシドッグ、シーサー、シシドッグ、ガーディアン
【検索用文字商標(参考情報)】SHI-SA、OKINAWANORIGINAL、GUARDIANSHISHIDOG
【類似群コード(参考情報)】
第25類 17A02、17A07
(531) 【ウィーン分類(参考情報)】4.3.20.3;5.5.19;5.5.19.3;5.5.19.4;5.5.20;5.5.23;6.3.11;6.3.14

〔別登録商標〕

- (190) 【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)
(450) 【発行日】平成19年5月22日 (2007. 5. 22)
【公報種別】商標公報
(111) 【登録番号】商標登録第5040036号 (T5040036)
(151) 【登録日】平成19年4月13日 (2007. 4. 13)
(540) 【登録商標】



- (500) 【商品及び役務の区分の数】 1
(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第25類 Tシャツ, 帽子
【国際分類第8版】
(210) 【出願番号】商願2005-61595 (T2005-61595)
(220) 【出願日】平成17年6月21日 (2005. 6. 21)
【審判番号】不服2006-16943 (T2006-16943/J1)
【審判請求日】平成18年7月6日 (2006. 7. 6)
(732) 【商標権者】
【識別番号】304018244
【氏名又は名称】上原 俊一
【住所又は居所】沖縄県那覇市高良1丁目2-9
(740) 【代理人】
【識別番号】100065260
【弁理士】
【氏名又は名称】谷山 守
【法区分】平成13年改正
【審判長】 【特許庁審判官】伊藤 三男
【特許庁審判官】岩崎 良子
【特許庁審判官】森山 啓
(561) 【称呼 (参考情報)】シーサ、オキナワンオリジナルガーディアンシシドッグ、オキナワンオリジナルガーディアン、オリジナルガーディアンシシドッグ、オリジナルガーディアン、シシドッグ
【検索用文字商標 (参考情報)】SHI-SA、OKINAWAN ORIGINAL、GUARDIANSHISHI-DOG
【類似群コード (参考情報)】
第25類 17A02、17A07
(531) 【ウィーン分類 (参考情報)】3. 1. 4. 2 ; 3. 1. 21 ; 4. 3. 20. 3